

令和5年度秋～冬学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎4	教員名（署名）	青竹美佳
-------	-------	---------	------

I. 以下の[事実]1、2を読んで、後の【設問1】に、[事実]3から5を読んで、【設問2】および【設問3】に答えよ。各設問は独立しているものとする。（配点：50点）

[事実]

1. AとBは、同じ外資系企業で勤務する同僚であり、共に将棋を趣味とすることから意気投合し、勤務外でも食事を共にするようになった。A・Bは、それぞれ実家で暮らしていたが、2020年3月20日に、8か月後に婚姻して共同生活を送ることについて真摯な合意をし、婚姻共同生活を送るための住居を探し始めた。同年4月20日、Aは、2人の婚姻共同生活のために、居住用家屋（甲）をCから買い受けることとし、Aが手付金として100万円をCに交付した。A・C間の契約では、Aは手付金を放棄することで甲の売買契約を解除することができることとされていた。
2. 2020年8月20日に、Bは、Aに対して、突然婚姻できないと伝えた。その理由は多岐にわたるが、主に、Aの几帳面で繊細な性格と、Bの大雑把に考える性格とが合わず、婚姻共同生活を送る自信がないということであった。Aは、Bと婚姻することを諦め、手付金を放棄して甲の売買契約を解除した。Aはこれにより精神的にショックを受けて不調から仕事を休みがちになり、心療内科に通院するようになった。治療にかかる費用の総額は8万円であった。

【設問1】A・Bが婚姻できなくなったことについて、AはBに対して法的責任を追及することができるか、また、法的責任を追及することができるとした場合には、AはBに何を求めることができるか、論ぜよ。

3. その後、Aは、Bと婚姻できなくなった精神的ショックから立ち直り、2021年3月には、所属する将棋サークルで知り合ったDと親しくするようになった。2021年4月20日に、DはAに対してあるお願いをした。Dは、Aに自分と婚姻届をしてほしい、と話した。その理由は、Dとしては、生来の氏が、ある殺人犯と同じ氏であることから変更したいと強く願っており、Aと婚姻届をして氏を変更したいとのことであった。DはAに、婚姻届をした直後に、離婚届をすることを約した。
4. AはDの願いを聞き入れ、2021年5月20日に、Dと婚姻届をした。このときA・Dは、Dの氏を変更する目的でのみ婚姻届をし、夫婦として婚姻共同生活をする事などは全く考えていなかった。

5. 同年6月2日に、Dは、Aに離婚届をするよう求めた。しかしAは、離婚届をすることを拒否した。

【設問2】A・Dの婚姻が仮に有効であるとした場合において、婚姻および離婚により、A・Dがどのような氏を名乗ることになるかについて、民法の条文を参照しながら説明せよ。

【設問3】DがAに対して、婚姻は無効であると主張している。Dの主張の妥当性について、Aからの考えられる反論を挙げて検討せよ。

Ⅱ. 以下の[事実]1、2を読んで、後の【設問4】および【設問5】に答えよ。各設問は独立しているものとする。(配点：30点)

[事実]

1. 2023年1月に、Eは、唯一の財産である乙不動産(時価4000万円)を、友人であるFに遺贈するという内容の自筆証書による遺言書を作成し、2024年1月20日に死亡した。Eの法定相続人は、2人の子G・Hであった。同月30日に、Gは、Fに対して遺留分侵害額請求権を行使したが、Hは、この時点で債務超過の状態にあるにもかかわらず、同請求権を行使しようとしなかった。Iは、Hに対して既に弁済期にある1000万円の債権を有していた。
2. Fは、2025年1月10日に死亡した。死亡時にFの有していた財産は乙不動産(時価4000万円)のみであった。Fは遺言をしておらず、残された法定相続人は、2人の子J・Kであった。Jは、Fの生前に、Fから事業用の資金として2000万円を贈与されていた。また、Kは、Fの生前に、Fの事業に協力しただけではなく、Fが死亡するまでの1年間は、病気により衰弱していたFの世話をしていた。Kは、これによりFの財産の維持増加に2000万円の寄与をしたと主張している。Kは、Jと遺産分割協議をする前に、相続により取得した乙の持分を、Lに譲渡した。

【設問4】

Iは、HのFに対する遺留分侵害額請求権を代位行使することができるか否かについて検討せよ。

【設問5】LがJに対して乙に持分を有すると主張する場合に、どれだけの持分を主張することができるかについて、検討せよ。